

市知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成十四年十月一日

市長

市規則第 号

市知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

市知的障害者福祉法施行細則（昭和 年 市規則第 号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の二十一条を加える。

（居宅生活支援費の基準）

第四条の二 法第十五条の五第二項第一号及び第二号並びに同条第三項に規定する市町村長が定める基準は、市長が別に定める。

（居宅生活支援費の支給の申請）

第四条の三 知的障害者福祉法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十六号。以下「省令」という。）第七条第一項に規定する申請書は、居宅生活支援費・施設訓練等支援費支給申請書（第 号様式）によるものとする。

第四条の四 省令第七条第二項第一号に規定する書類は、所得の状況を証明する書類とする。

(居宅利用者負担額の通知等)

第四条の五 省令第九条の規定による居宅利用者負担額の通知は、居宅支給決定知的障害者(法第十五条の六第五項に規定する居宅支給決定知的障害者をいう。以下同じ。)に対しては、居宅生活支援費支給決定・利用者負担額決定通知書(第 号様式)により行い、その扶養義務者に対しては、居宅生活支援費扶養義務者分利用者負担額決定通知書(第 号様式)により行うものとする。

2 市長は、法第十五条の六第一項の規定による居宅生活支援費の支給の申請に対し、同条第二項の規定により居宅生活支援費を支給しないことを決定したときは、居宅生活支援費の支給を申請した者に対し、不支給決定通知書(第 号様式)により通知しなければならない。

3 市長は、法第十五条の六第一項の規定による居宅生活支援費の支給の申請に対し、居宅生活支援費の支給の要否を相当の期間内に決定することができないときは、居宅生活支援費の支給を申請した者に対し、保留通知書(第 号様式)により通知しなければならない。

(居宅生活支援費支給管理台帳)

第四条の六 市長は、法第十五条の六第五項の規定により受給者証を交付するときは、居宅生活支援費支給管理台帳(第 号様式)を作成するものとする。

(居宅受給者証再交付申請書)

第四条の七 省令第十三条第一項に規定する申請書は、受給者証再交付申請書（第 号様式）によるものとする。

（居宅生活支援費の請求）

第四条の八 居宅支給決定知的障害者が指定居宅支援事業者（法第十五条の五第一項に規定する指定居宅支援事業者をいう。以下同じ。）から指定居宅支援（同項に規定する指定居宅支援をいう。以下同じ。）を受けた場合において、市長は、当該指定居宅支援事業者から当該指定居宅支援に係る居宅生活支援費の請求があつたときは、当該指定居宅支援事業者に対し、当該指定居宅支援に係る居宅生活支援費を支払うものとする。

2 前項の規定により、指定居宅支援に係る居宅生活支援費を請求しようとする指定居宅支援事業者は、次の書類を市長に提出しなければならない。

- 一 居宅生活支援費・施設訓練等支援費請求書
- 二 居宅生活支援費明細書（居宅介護）、居宅生活支援費明細書（デイサービス）、居宅生活支援費明細書（短期入所）又は居宅生活支援費明細書（知的障害者地域生活援助）
- 三 居宅介護サービス提供実績記録票、デイサービス提供実績記録票又は短期入所サービス提供実績記録票（知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十四年厚生労働省令第八十号）第十八条第一項及び第二項の規定に基づきそれぞれ作成したもの）の写し

3 第一項の規定にかかわらず、居宅支給決定知的障害者が指定居宅支援に係る居宅生活支援費を指定居宅支援事業者に支払った場合において、市長は、当該居宅支給決定知的障害者から当該指定居宅支援に係る居宅生活支援費の請求があつたときは、当該居宅支給決定知的障害者に対し、当該指定居宅支援に係る居宅生活支援費を支払うものとする。

4 前項の規定により、指定居宅支援に係る居宅生活支援費を請求しようとする居宅支給決定知的障害者は、次の書類を市長に提出しなければならない。

一 領収書（指定居宅支援事業者が当該指定居宅支援に要した費用の支払いを受け、発行したもの）

二 居宅介護サービス提供証明書、デイサービス提供証明書、短期入所サービス提供証明書又は知的障害者地域生活援助サービス提供証明書（指定居宅支援事業者が居宅生活支援費明細書（居宅介護）、居宅生活支援費明細書（デイサービス）、居宅生活支援費明細書（短期入所）又は居宅生活支援費明細書（知的障害者地域生活援助）に準じてそれぞれ作成したもの）

（特例居宅生活支援費の支給の申請等）

第四条の九 省令第十六条第一項に規定する申請書は、特例居宅生活支援費支給申請書（第号様式）によるものとする。

2 省令第十六条第一項の規定による特例居宅生活支援費の支給の申請に対し、特例居宅生活

支援費の支給の要否を決定したときは、特例居宅生活支援費の支給を申請した者に対し、特例居宅生活支援費支給（不支給）決定通知書（第 号様式）により通知しなければならない。

3 省令第十六条第二項に規定する書類は、次の書類とする。

一 領収書（基準該当居宅支援事業者（法第十五条の七第一項に規定する基準該当居宅支援に係る事業を行う者をいう。）が当該基準該当居宅支援に要した費用の支払いを受け、発行したもの）

二 居宅介護サービス提供証明書、デイサービス提供証明書、短期入所サービス提供証明書
又は知的障害者地域生活援助サービス提供証明書

（支給量の変更の申請等）

第四条の十 省令第十七条に規定する申請書は、支給量変更申請書（第 号様式）によるものとする。

第四条の十一 省令第十八条第一項の規定による支給量の変更の決定に係る通知は、支給量変更決定通知書（第 号様式）により行うものとする。

2 市長は、法第十五条の八第一項の規定による支給量の変更の申請に対し、支給量を変更しないことを決定したときは、支給量の変更を申請した者に対し、支給量変更却下決定通知書（第 号様式）により通知しなければならない。

（居宅支給決定取消通知書）

第四条の十二 省令第十九条第一項の規定による居宅支給決定の取消しに係る通知は、居宅支給決定取消通知書（第 号様式）により行うものとする。

（施設訓練等支援費の基準）

第四条の十三 法第十五条の十一第二項第一号及び第二号に規定する市町村長が定める基準は、市長が別に定める。

（施設訓練等支援費の支給の申請）

第四条の十四 省令第二十一条第一項に規定する申請書は、居宅生活支援費・施設訓練等支援費支給申請書によるものとする。

第四条の十五 省令第二十一条第二項第一号に規定する書類は、所得の状況を証明する書類とする。

（施設利用者負担額の通知等）

第四条の十六 省令第二十三条の規定による施設利用者負担額の通知（同条の規定による施設利用者負担額の変更の通知を含む。）は、施設支給決定知的障害者（法第十五条の十二第五項に規定する施設支給決定知的障害者をいう。以下同じ。）に対しては施設訓練等支援費支給決定・利用者負担額決定通知書（第 号様式）により行い、その扶養義務者に対しては、施設訓練等支援費扶養義務者分利用者負担額決定通知書（第 号様式）により行うものとする。

2 市長は、法第十五条の十二第一項の規定による施設訓練等支援費の支給の申請に対し、同

条第二項の規定により施設訓練等支援費を支給しないことを決定したときは、施設訓練等支援費の支給を申請した者に対し、不支給決定通知書により通知しなければならない。

3 市長は、法第十五条の十二第一項の規定による施設訓練等支援費の支給の申請に対し、施設訓練等支援費の支給の要否を相当の期間内に決定することができないときは、施設訓練等支援費の支給を申請した者に対し、保留通知書により通知しなければならない。

（施設訓練等支援費支給管理台帳）

第四条の十七 市長は、法第十五条の十二第五項の規定により施設受給者証を交付するときは、施設訓練等支援費支給管理台帳（第 号様式）を作成するものとする。

（施設受給者証再交付申請書）

第四条の十八 省令第二十六条第一項に規定する申請書は、受給者証再交付申請書によるものとする。

（施設訓練等支援費の請求）

第四条の十九 施設支給決定知的障害者が指定知的障害者更生施設等（法第十五条の十一第一項に規定する指定知的障害者更生施設等をいう。以下同じ。）から指定施設支援（同項に規定する指定施設支援をいう。以下同じ。）を受けた場合において、市長は、当該指定知的障害者更生施設等から当該指定施設支援に係る施設訓練等支援費の請求があつたときは、当該指定知的障害者更生施設等に対し、当該指定施設支援に係る施設訓練等支援費を支払うもの

とする。

2 前項の規定により、指定施設支援に係る施設訓練等支援費を請求しようとする指定知的障害者更生施設等は、次の書類を市長に提出しなければならない。

一 居宅生活支援費・施設訓練等支援費請求書

二 施設訓練等支援費明細書

3 第一項の規定にかかわらず、施設支給決定知的障害者が指定施設支援に係る施設訓練等支援費を指定知的障害者更生施設等に支払った場合において、市長は、当該施設支給決定知的障害者から当該指定施設支援に係る施設訓練等支援費の請求があつたときは、当該施設支給決定知的障害者に対し、当該指定施設支援に係る施設訓練等支援費を支払うものとする。

4 前項の規定により、指定施設支援に係る施設訓練等支援費を請求しようとする施設支給決定知的障害者は、次の書類を市長に提出しなければならない。

一 領収書（指定知的障害者更生施設等が当該指定施設支援に要した費用の支払いを受け、発行したもの）

二 施設サービス提供証明書（指定知的障害者更生施設等が施設訓練等支援費明細書に準じて作成したもの）

（障害程度区分の変更の申請等）

第四条の二十 省令第二十八条第一項に規定する申請書は、障害程度区分変更申請書（第 号

様式)によるものとする。

第四条の二十一 省令第二十九条第一項の規定による知的障害程度区分の変更の決定に係る通知は、障害程度区分変更決定通知書(第 号様式)により行うものとする。

2 市長は、法第十五条の十三第一項の規定による知的障害程度区分の変更の申請に対し、知的障害程度区分を変更しないことを決定したときは、知的障害程度区分の変更を申請した者に対し、障害程度区分変更却下決定通知書(第 号様式)により通知しなければならない。
(施設支給決定取消通知書)

第四条の二十二 省令第三十条第一項の規定による施設支給決定の取消しに係る通知は、施設支給決定取消通知書(第 号様式)により行うものとする。

付 則

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の 市知的障害者福祉法施行細則の規定による居宅生活支援費の受給の手續、施設訓練等支援費の受給の手續その他の行為は、この規則の施行日前においても行うことがでqきる。